

子どもの預かりサービス等に関する実態調査等を踏まえた今後の対応について

- 平成26年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生。
- 保護者は、日常的な保育所の利用に加えて、休日や夜間などの一時的な預かりを必要としていた。
- インターネット上のマッチングサイトで、子どもの預かりサービスに、従事する者の氏名、預かり場所、資格の状況などの重要な情報を利用者が正確に知り得る形になっていない等の問題点があった。
- このような事件が二度と繰り返されないようにするため、実態を把握するとともに、利用者の視点で対策を検討することとした。

実態調査の結果

○自治体

- ・ 法令上、届出の対象外となっている小規模な認可外保育施設や施設形態でないものについて、把握している自治体は少ない。

届出制等の対象範囲の在り方の検討

○事業者

- ・ 事業者による採用時の研修は、短時間の研修が多い。
- ・ 回答のあった事業者はすべて保険に加入し、保育終了後に子どもの様子を利用者に書面で報告している。
- ・ 保育者の採用等の基準として、多くの事業者が資格・免許の保有や育児経験等を基準としており、利用者が事前に確認できることとしている。

認可外の居宅訪問型保育事業等に対する指導監督基準の在り方の検討

○マッチングサイト

- ・ マッチングサイトを利用している保育者は基本的に個人であり、法人・事業所が利用しているケースは、ほとんどない。
- ・ マッチングサイトへの登録に当たっては、保育者本人に関する情報を自己申告としているサイトが多い。

マッチングサイトへの対応の在り方等の検討

○情報提供

- ・ 利用できる地域の子育て支援サービスについての情報が保護者へ的確に伝わっていないことが課題。

情報提供等の在り方の検討

利用者の視点

社会保障審議会児童部会の下に、専門委員会を設置（予定）

※平成26年秋頃を目途に取りまとめ